

(別紙様式4)

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和3年10月1日※1
(前回公表年月日:令和2年10月1日)

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																				
中央歯科衛生士調理製菓専門学校		平成22年3月31日	鈴木 啓之		〒411-0036 静岡県三島市一番町15-35 (電話) 055-971-1833																				
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																				
学校法人鈴木学園		平成22年3月31日	理事長 鈴木啓之		〒411-0036 静岡県三島市一番町15-35 (電話) 055-971-1833																				
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																				
医療	専門課程 歯科衛生学科	歯科衛生学科		平成6年文部科学大臣 告示第84号	-																				
学科の目的	教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、学校教育法(昭和22年法律第26号)に従い、に掲げる事項を行うとともに、教養の向上と人格の陶冶を図るため、組織的な教育を行う。(1)歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に基づく歯科衛生士の養成に必要な科学的知識・技能の教授																								
認定年月日	平成26年3月31日																								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																		
	3年 昼間		3219時間	1897時間	422時間	900時間	0時間	0時間																	
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																			
96人		98人	0人	5人	32人	37人																			
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 秀(100～96)優(95～80)良(79～70)可(69～60)不可(59点以下)																				
長期休み	■学年始め:4月1日 ■夏季:8月上旬～8月下旬 ■冬季:12月下旬～1月上旬 ■学年末:3月中旬～3月末日			卒業・進級条件	・履修時間を満たしていること。 ・各学科の成績評価が全て合格であること。 ・当該年度までの学費及び授業料が全て納入されていること。																				
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 カウンセリング、個人面談			課外活動	■課外活動の種類 鶴見大学歯学部見学実習、三島市・沼津市・富士市歯科保健活動参加実習、歯科関連企業見学、三島市未就学児歯磨き教室、修学旅行、三島市保健センター実習、臨床実習(歯科診療所実習)、総合病院NSTカンファレンス見学実習 ■サークル活動: 無																				
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和2年度卒業生) 県内外の歯科診療所 ■就職指導内容 1～3学年における就職学ダンス(自己紹介における留意点、電話対応、面接指導、等)就職活動における個人面談、等)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報)																				
	■卒業生数: 25 人 ■就職希望者数: 25 人 ■就職者数: 25 人 ■就職率: 100 % ■卒業者に占める就職者の割合: 100 % ■その他 ・進級者数: 0名 ・国家試験不合格者: 0名 (令和 年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士国家試験受験資格</td> <td>②</td> <td>25人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>介護職員初任者研修</td> <td>②</td> <td>25人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家試験・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの。 ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士国家試験受験資格	②	25人	25人	介護職員初任者研修	②	25人							
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																						
歯科衛生士国家試験受験資格	②	25人	25人																						
介護職員初任者研修	②	25人																							
中途退学の現状	■中途退学者 3名 令和2年4月1日時点において、在学者93名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者90名(令和3年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 体調不良、進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 カウンセリング、個人面談、保護者を交えた三者面談		■中退率 3%																						
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 無 ※有の場合、制度内容を記入 鈴木学園特待生制度、在校生・卒業生親族入学優遇制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 1年生 3名																								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																								
当該学科のホームページURL	http://www.suzuki.ac.jp/																								

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

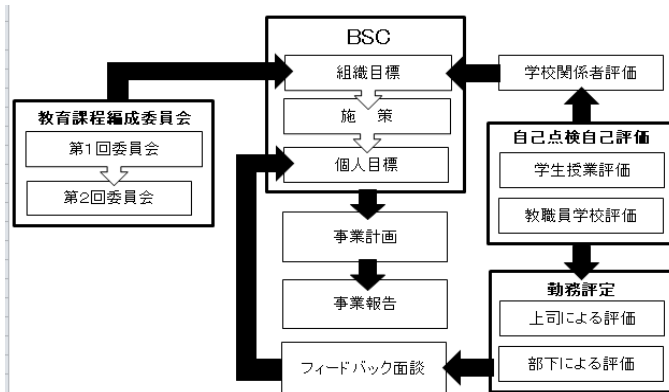
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ・1年次から地域歯科保健活動の実際を学ぶため、各市で行われる地域歯科保健活動の場で見学・実習を行っている。
- ・企業での歯科診療を通じて、業界の動向や最新の技術がどう活用されているかを体験する。
- ・企業で活躍する人材を学校に招聘し、組織での働き方や仕事観などを現場から伝えてもらう。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会にて出された意見と本学ならびに歯科業界の状況を鑑みて学内会議で審議し、理事長の許可を経て決定し、次年度の授業・実習・行事の反省と改善を行っている。教育課程編成委員会等の位置付けは下図のとおり。



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
鈴木 啓之	中央歯科衛生士調理製菓専門学校 校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(2年)	
竹原 あづさ	中央歯科衛生士調理製菓専門学校 歯科衛生学科 学科長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(2年)	
杉本 初美	中央歯科衛生士調理製菓専門学校 歯科衛生学科 教務主任	令和3年4月1日～令和4年3月31日(2年)	
三宅 秀樹	一般社団法人 三島歯科医師会 会長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(2年)	①
鈴木 里保	米山歯科クリニック	令和3年4月1日～令和4年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和2年9月17日 11:00～

第2回 令和3年4月8日 16:30～(コロナ禍でもあり、R3年度中に出来なかったため)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

歯科医師は地元の歯科医師会の会長であり、歯科衛生士は歯科衛生士教本の執筆者であり本校の卒業生でもある。お二人とも現在歯科衛生士に何が求められ、そのような教育に力を入れるべきかのご意見をいただき、授業や臨地臨床実習に活かしていく。今年度は、歯科衛生士となる学生の期間に受講しておくべき講習や実習についてご意見をいただいた。今年度特別授業として行う予定であったが、コロナ禍の影響でセミナー等の実施が少なくなっているため、次年度に行う予定である。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ・校内では指導することや学生自身が経験することの難しい、専門分野に関する知識・技能・技術の習得
- ・専門分野に関する最新技術や専門性の高い技術、知識の教授
- ・企業ニーズ、業界ビジョンの教授
- ・その他社会人基礎力の習得等、社会人育成への寄与

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

(3)の臨地臨床実習においては県内各市の臨床実習施設から臨床実習評価表による評価をいただき、学生にフィードバックしている。また、むし歯の日に行われる各市歯科医師会から要請され参加するイベントである地域歯科保健活動への参加実習、いい歯の日の周知活動イベントへの参加実習等は臨地実習評価表による評価をいただき、学生にフィードバックしている。地域で活躍されている歯科医師・歯科衛生士による講義等は受講態度、定期試験の実施により行っている。フィードバックは個人面談や保護者を含む三者面談で行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地臨床実習	各施設の臨床体系やシステムを理解し、診療の見学や担当者の指導のもと、実際に予防処置・診療補助・保健指導に携わる。臨床実習を通じて、基本的な手技や患者対応を習得し、基礎となる素養を身につける。公衆衛生等の現場において、保健・福祉・医療チームの中での役割を理解する。専門的口腔ケアが提供できる方法について学ぶ。ケア対象者に対して適切な対応ができる。	県内歯科医院、ラサンテふよう、三島市保健センター、三島北小学校、しらゆり幼稚園 等
解剖学	生物の正常な形態、構造、発生を理解することを目的とした科目である。歯科を学ぶうえで、また医療に携わるうえで、その対象となる人体の正常な構造と機能を知ることが必要である。	黒木歯科診療所
歯科臨床概論	歯科医学や歯科臨床への入門となる科目である。歯科診療の流れ、またそのなかで活躍することになる歯科衛生士の役割を学生に自覚してもらうことを狙いとする科目である。	i DENTAL CLINIC
歯科矯正学	顎顔面頭蓋や歯・歯列・咬合の成長発育、顎機能の発達・成熟、不正咬合の診断・治療計画、予防、治療に関係する科目である。また、歯科矯正における歯科衛生士の役割も学ぶ。	桑原歯科医院
歯科補綴学	歯科補綴とは歯や顎が破折や欠損した場合に、人工装置で補うことであり、それによって噛む・話す・飲み込むなどの機能や見た目を回復する科目である。歯科補綴学では補綴治療の意義と目的、歯科衛生士としての役割も学ぶ。	鎌田歯科医院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

- ・歯科教育または学校教育で提供される教育内容である歯科衛生の専門性に関する動向、産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる知識・技術・技能を習得する。
- ・歯科教育または学校教育で提供される知識・技術・技能の専門性の維持、向上を目的とした研修に参加する。
- ・毎年、新入教職員研修1回(全新入教職員対象)、春季教職員研修1回(全教職員対象)、夏季教職員研修1回(全教職員対象)、この他に毎年研修計画書を作成して実施している(別紙参照)。
- ・就業規則 第55条(研修規程)に法人は教職員の業務に必要な知識・技能・資質向上のための教育訓練を教職員に対して行うことを規定しており、詳細は教職員研修規定に定めている。

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「日本歯科衛生教育学会 ～多様化する社会を見据えた歯科衛生教育～」

(連携企業等: 日本歯科医師会、日本歯科衛生士会)

期間: 令和3年12月17～24日

対象: 歯科衛生士専任教員

内容: 教育講演Ⅰ: 歯周治療における歯科衛生士の役割

教育講演Ⅱ: コロナ禍における認知症高齢者の食支援と歯科衛生教育の重要性

教育講演Ⅲ: 歯科衛生士教育に従事する歯科衛生士に求められる倫理的配慮 等

※WEB開催の予定

② 指導力の修得・向上のための研修等

令和3年度東海地区歯科衛生士教育協議会 (連携企業等: 東海地区歯科衛生士教育協議会)

期間: 令和3年6月26日(土)

対象: 東海地区歯科衛生士養成所専任教員

オンライン開催

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

対象: 歯科衛生士教員、内容: 東海地区歯科衛生士教育協議会研修会、期間: R2. 6月下旬、連携: 東海地区歯科衛生士教育協議会

対象: 歯科衛生士教員、内容: 歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ、期間: R2. 7または8、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 歯科衛生士教員、内容: 歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ、期間: R2. 11月下旬、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 学校歯科保健に関わる養護教員・保健師・歯科衛生士、内容: 母子歯科保健講習会、期間: R3. 2月頃、連携: 静岡県歯科医師会

対象: 歯科衛生士教員、内容: 日本歯科衛生教育学会、期間: R2. 11月下旬、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 歯科衛生士、内容: 全国歯科衛生士教育協議会総会、期間: 年に1度開、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 鈴木学園専任教職員、内容: 春季・夏季教職員研修会、期間: R2.9月、R3.3、連携: 中央医療健康大学校、中央調理製菓専門学校、富士メカニック専門学校

対象: 歯科衛生士、内容: 静岡県歯科衛生士会主催研修、期間: 未定(年数回)、連携: 静岡県歯科衛生士会

対象: 口腔ケアに携わる医療職種、内容: 口腔ケアネットワーク研修会、期間: 未定(年2回)、連携: 三島市口腔ケアネットワーク

対象: 専門学校教員、内容: 就職支援講座、期間: 未定(年数回)、連携: 静岡県職業教育振興会

※日本歯科衛生教育学会の研修会以外、全て中止となった。

② 指導力の修得・向上のための研修等

対象: 歯科衛生士教員、内容: 東海地区歯科衛生士教育協議会研修会、期間: R2. 6月下旬、連携: 東海地区歯科衛生士教育協議会

対象: 歯科衛生士教員、内容: 歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ、期間: R2. 7または8月、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 歯科衛生士教員、内容: 歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ、期間: R2. 11月下旬、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 歯科衛生士教員、内容: 日本歯科衛生教育学会、期間: R2. 11月下旬、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 歯科衛生士、内容: 全国歯科衛生士教育協議会総会、期間: 年に1度開催、連携: 全国歯科衛生士教育協議会

対象: 鈴木学園専任教職員、内容: 春季・夏季教職員研修会、期間: R2.9月、R3.3月、連携: 中央医療健康大学校、中央調理製菓専門学校、富士メカニック専門学校

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

- ① 評価活動を通じたコミュニケーションにより、保護者や企業関係者などと学校が互いに理解を深める。
- ② 学校が行った評価が、学校に関係する方々に受け入れられるかについて意見をいただき、自己評価の客観性・透明性を高める。
- ③ 保護者や企業関係者など、学校に関係する方々に、それぞれの立場、視点から意見を出し合うことで、よりよい学校づくりをめざす。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生生活支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員の方々に実際に授業・実習を見学していただいたり、会議に参加していただき疑問や気付き、意見等をいただくことにより、より良い学校づくりをしていく。また、評価されるという緊張感をもって教育にあたることで各教員が切磋琢磨していくことを期待する。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
鈴木 啓之	中央歯科衛生士調理製菓専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	校長
竹原 あづさ	中央歯科衛生士調理製菓専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	専攻学科の学科長
汐見 久美子	しおみ歯科医院	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	他校の教員
塚口 公美子	中央医療健康大学校 歯科衛生学科	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	企業関係者
芹澤 朋子	第17期生保護者	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

令和2年8月26日

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

<http://www.suzuki.ac.jp/about/disclosure/mishima/upload/20150528-171946-7252.pdf>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ・ホームページへの学校活動の掲示
- ・臨床実習施設連絡会議の開催

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	開示:学校の概要、事業計画
(2)各学科等の教育	開示:カリキュラム(HP、パンフレット)
(3)教職員	開示:教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	開示:幼稚園・小学校の集団指導
(5)様々な教育活動・教育環境	開示:年間スケジュール、行事の様子、学生の日
(6)学生の生活支援	開示:アパート紹介
(7)学生納付金・修学支援	開示:納付金
(8)学校の財務	開示:貸借対照表、収支計算書
(9)学校評価	開示:学校関係者評価
(10)国際連携の状況	該当なし
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

学園ホームページに掲載 <http://www.suzuki.ac.jp/about/disclosure/>

授業科目等の概要

(医療専門課程歯科衛生学科)															
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所 校内	教員		企業等との連携
									講義	演習	実験・実習・実技		専任	兼任	
	○			生物学	ヒトも地球上の生態系の一員であり、その進化の過程を理解し、更に生物であるヒトの構造、組織、代謝や免疫のメカニズムを理解することで専門科目の基礎となる部分を習得する。	1年・前	30	2	○						
	○			化学	歯科衛生士として必要な最低限の科学的内容についての理解を深める。口腔衛生管理の為には使用する器具、薬品についての十分な理解がなくては技術を十分発揮することができず、不時の対応も行えないことに留意し、基礎的事項の徹底を図る。	1年・前	30	2	○						
	○			医療倫理学	現在、複雑で多様化している社会の中で、患者の立場に立脚した歯科医療従事者の医療倫理を説明する。国際的倫理規範、先人の医療倫理の叡智、患者の人権、インフォームドコンセント、生命倫理、生と死の問題など現在の医の倫理的状況を踏まえて考えることを目的とする。	1年・後	30	2	○						
	○			コミュニケーション論・心理学	コミュニケーションとは、他の人との何らかの情報をやりとりして、共有するプロセスである。そのプロセスから相手と一緒に関係を築いていくこと、更に医療人を志すものとして接遇におけるコミュニケーションについても学ぶ。人間の行動を探索する科学であることを、心理学の広範囲での知見をもとに概説する。パーソナリティ、行動の発現と適応過程、環境の認知、学習と記憶などの基礎領域を通して人間理解を深めることを目的とする。	2年・前	30	1	○	○					
	○			歯科英語	外国人の患者と意思疎通をすることは、歯科衛生士として大変重要なことである。口腔衛生指導、シーラント等の臨床でのさまざまな場面を想定した表現を身につけることをねらいとしている。Listening・PairWork等の活動を取り入れた授業を展開することによって、さらに一歩進んだ生きた英語を身につけることをねらいとしている。	1年・前	30	1	○						
	○			社会学	歯科医療の基礎として、教育・都市・家族・・・等多様な領域について基礎的な内容を学習し、現代社会の状況や諸問題に対する社会学の取組みについても学習し、その上で歯科医療が社会に及ぼす影響について学習する。	1年・前	30	2	○						
	○			解剖学	人体の正常な構造を理解するための学問である。体の動き（機能）を知るためにも解剖学・形態学を把握し、十分に理解することをねらいとする。	1年・前	30	2	○						
	○			組織・発生学	人体の階層性・すなわち人体は共通のはたらきをもつ器官が集まった器官系によってつくられ、それぞれの器官は種々の異なる細胞が集まった組織によって構成されている。そこで、本授業は人体を公正する最小単位である細胞から始め、人体の仕組みについての理解を深めることをねらいとしている。	1年・前	30	2	○						
	○			口腔解剖学	解剖学の一分野で口腔を中心とした解剖学のことだが、口腔解剖学である。歯科医学に必要な人体の構造を重点的に学ぶ。	1年・前	30	2	○						
	○			生理学	生命のシステムというのはきわめて巧妙にできている。その中でも人体のシステムというのはきわめて複雑であり、そのシステムに不都合が生じた状態が疾患である。疾患を理解するためには人体のメカニズムを理解する必要があるが、それを学ぶのが生理学である。	1年・前	30	2	○						

34	○		歯科予防処置論Ⅲ	歯科予防処置の意義を理解し、う蝕予防・歯周病予防における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	3年・前	30	1	△	○									
35	○		歯科保健指導論Ⅰ	歯科保健指導の意義を理解し、歯科保健指導および歯科衛生教育における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	1年・前後	90	2	○	△									
36	○		歯科保健指導論Ⅱ	歯科保健指導の意義を理解し、歯科保健指導および歯科衛生教育における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	2年・前後	90	2	○	△									
37	○		歯科保健指導論Ⅲ・栄養指導（実習含む）	栄養素の基礎知識、食事摂取基準、五大栄養素等の栄養学の基礎について学ぶ。また、人の健康を支える基本である食生活について学ぶとともに、う蝕と歯周病との関連性を理解できるようにする。また、栄養指導について学ぶ。	1年・後、2年・前、3	105	3	○	△									
38	○		歯科診療補助論Ⅰ	歯科診療補助の意義を理解し、歯科衛生士が行う歯科診療の補助に必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	1年・前後	150	4	○	△									
39	○		歯科診療補助論Ⅱ	歯科診療補助の意義を理解し、歯科衛生士が行う歯科診療の補助に必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	2年・前後	150	4	○	△									
40	○		歯科診療補助論Ⅲ	歯科診療補助の意義を理解し、歯科衛生士が行う歯科診療の補助に必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	3年・前	45	1	○	△									
41	○		臨床実習・臨床実習	各施設の臨床体系やシステムを理解し、診療の見学や担当者の指導のもと、実際に予防処置・診療補助・保健指導に携わる。臨床実習を通じて、基本的な手技や患者対応を習得し、基礎となる素養を身につける。公衆衛生等の現場において、保健・福祉・医療チームの中での役割を理解する。専門的口腔ケアが提供できる方法について学ぶ。ケア対象者に対して適切な対応ができる。	2年・前、3年・後	900	20		○									
42	○		訪問介護員養成研修2級	訪問介護員（ホームヘルパー）2級の資格を与える科目である。養成に必要な講義、演習、実習を行う。	2年・前後	180	4	○	△									
43	○		人道支援と看護	25	2年・前	30	1	○	△									
44	○		国際Ⅰ	25	1年・後	30	1	○	△									
45		○	国際Ⅱ	25	2年・前	40	1	△	○									
46	○		歯科衛生総論	歯科衛生士の三大業務である歯科予防処置論・歯科保健指導論・歯科診療補助論専門分野総合の復習を行い、卒業・歯科衛生士国家試験に対応できる知識のまとめをねらいとする。	3年・後	120	3	○	△									
合計					46科目	単位時間（ 103単位）												

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
履修単位を満たしていること。成績評価が全て合格であること。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	9～20週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。